



新潟県報

発行 新潟県

第 50 号

平成26年7月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 48 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 49 新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健課）

訓 令

- 11 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1029 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1030 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1031 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1032 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1033 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1034 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 1035 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 1036 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1037 国土調査の指定（農村環境課）
- 1038 道路の区域変更（道路管理課）
- 1039 道路の供用開始（道路管理課）
- 1040 道路の区域変更（道路管理課）
- 1041 道路の供用開始（道路管理課）
- 1042 道路の区域変更（道路管理課）
- 1043 道路の供用開始（道路管理課）
- 1044 道路の区域変更（道路管理課）
- 1045 道路の供用開始（道路管理課）
- 1046 道路の区域変更（道路管理課）
- 1047 道路の供用開始（道路管理課）
- 1048 道路の区域変更（道路管理課）
- 1049 道路の区域変更（道路管理課）
- 1050 道路の区域変更（道路管理課）
- 1051 道路の供用開始（道路管理課）
- 1052 道路の区域変更（道路管理課）
- 1053 道路の供用開始（道路管理課）
- 1054 道路の区域変更（道路管理課）
- 1055 道路の供用開始（道路管理課）
- 1056 道路の区域変更（道路管理課）
- 1057 道路の供用開始（道路管理課）
- 1058 道路の区域変更（道路管理課）
- 1059 道路の供用開始（道路管理課）
- 1060 道路の区域変更（道路管理課）
- 1061 道路の供用開始（道路管理課）
- 1062 道路の区域変更（道路管理課）

1063 道路の供用開始（道路管理課）

1064 道路の供用開始（道路管理課）

1065 道路の供用開始（道路管理課）

病院局告示

8 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

人事委員会公告

平成26年度新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

平成26年度新潟県警察官 A（大学卒業者）・B（大学卒業者以外）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第48号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3（略）</p> <p>2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(28)（略）</p> <p><u>(28)の2 新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号）第10条第1項の規定による土地所有権等の移転等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(28)の3 新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第3項の規定による変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(28)の4 新潟県水源地域の保全に関する条例第11条第1項の規定により、土地所有権等の移転等の届出の内容を通知すること。</u></p> <p><u>(28)の5 新潟県水源地域の保全に関する条例第11条第2項の規定により、土地の利用に関し、意見を求めること。</u></p> <p><u>(28)の6 新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、土地所有権等の移転等の届出をした者に対し、報告を求めること。</u></p> <p><u>(28)の7 新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第2項の規定により、職員に立入調査等をさせること。</u></p> <p><u>(28)の8 新潟県水源地域の保全に関する条例第13条第1項の規定により、必要な助言を行うこと。</u></p> <p>(29)～(61)（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p style="text-align: center;">（福祉事務所長への委任）</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</p> <p><u>(1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。</u></p> <p>(2)～(5)の2（略）</p>	<p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3（略）</p> <p>2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(28)（略）</p> <p>(29)～(61)（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p style="text-align: center;">（福祉事務所長への委任）</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</p> <p>(2)～(5)の2（略）</p>

<p>(6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の<u>資産状況等</u>について報告を求め、若しくは当該職員をして<u>立入調査</u>をさせ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</p> <p><u>(6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること。</u></p> <p>(7) 生活保護法第28条第5項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。</u></p> <p><u>(8)の3 生活保護法第55条の5の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) 生活保護法第78条第1項の規定により、保護費の費用の額等を徴収すること。</p> <p><u>(15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。</u></p> <p><u>(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</u></p> <p>(16)～(22) (略)</p>	<p>(6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の<u>資産状況等</u>を当該職員をして<u>調査</u>をさせ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(7) 生活保護法第28条第4項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) 生活保護法第78条の規定により、保護費の費用の<u>全部又は一部</u>を徴収すること。</p> <p>(16)～(22) (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第49号

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書)</p> <p>第3条 <u>法第24条第1項又は同条第9項において準用する同条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式による保護申請書又は別記第5号様式による保護変更申請書のとおりとし、施行規則第1条第5項に規定する申請書は別記第6号様式による葬祭扶助申請書のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の書類には、次に掲げる書類のうち、所長が必要と認めるものを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>精神疾患入院要否意見書</u> 別記第10号様式</p> <p>3 (略)</p> <p>(検診命令)</p> <p>第4条 法第28条第1項の規定による検診命令は、</p>	<p>(申請書)</p> <p>第3条 施行規則第2条第1項に規定する書面は、別記第4号様式による保護申請書又は別記第5号様式による保護変更申請書のとおりとし、<u>同条第2項に規定する書面は別記第6号様式による葬祭扶助申請書のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の書類には、次に掲げる書類のうち、所長が必要と認めるものを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>精神病入院要否意見書</u> 別記第10号様式</p> <p>(8) <u>老人保健施設療養病状診査票</u> 別記第10号様式の2</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(決定通知)</u></p> <p>第4条 <u>法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第11号様式又は別記第12号様式によるものとする。</u></p> <p><u>2 法第25条第2項の規定による通知は、別記第11号様式によるものとする。</u></p> <p><u>3 法第26条第1項の規定による通知は、別記第13号様式によるものとする。</u></p> <p>(検診命令)</p> <p>第5条 法第28条第1項の規定による検診命令は、</p>

別記第11号様式による検診命令書により行うものとする。

- 2 所長は、前項の検診命令を行ったときは、医療機関に別記第12号様式による検診依頼書を送付しなければならない。
- 3 検診を実施した医療機関は、別記第13号様式による検診書及び別記第14号様式による検診料請求書を所長に提出しなければならない。

(入所依頼)

第5条 所長は、法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとするときは、その施設の長又は私人に対して、別記第15号様式による入所依頼書を発行しなければならない。

- 2 前項の規定により、入所依頼書の送付を受けた施設の長又は私人は、入所又は養護の諾否を当該所長に回答しなければならない。

(保護金品の支給方法等)

第6条 所長は、被保護者等に対して保護金品を交付するときは、あらかじめ別記第16号様式による保護費支給通知書により、被保護者等に通知しておかなければならない。

- 2 所長は、法第19条第7項第3号の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し、指定した交付の日の3日前までに別記第17号様式による生活保護費支給明細書を2部送付するとともに、その交付に要する資金を前渡ししなければならない。

3・4 (略)

(町村長の協力事務)

第7条 町村長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 被保護世帯票 別記第18号様式
- (2) 生活保護法による申請書送達簿 別記第19号様式

- 2 町村長は、法第19条第7項第1号の規定により、被保護者の生計その他の状況の変動を所長に通報する場合は、別記第20号様式による被保護者状況変動報告書によらなければならない。

- 3 法第24条第10項に規定する保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面は、別記第21号様式による保護申請に伴う調査書のとおりとする。

(給付券)

別記第14号様式による検診命令書により行うものとする。

- 2 所長は、前項の検診命令を行ったときは、医療機関に別記第15号様式による検診依頼書を送付しなければならない。
- 3 検診を実施した医療機関は、別記第16号様式による検診書及び別記第17号様式による検診料請求書を所長に提出しなければならない。

(収容依頼)

第6条 所長は、法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に収容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に収容を委託しようとするときは、その施設の長又は私人に対して、別記第18号様式による収容依頼書を発行しなければならない。

- 2 前項の規定により、収容依頼書の送付を受けた施設の長又は私人は、収容の諾否を当該所長に回答しなければならない。

(保護金品の支給方法等)

第7条 所長は、被保護者等に対して保護金品を交付するときは、あらかじめ別記第19号様式による保護費支給通知書により、被保護者等に通知しておかなければならない。

- 2 所長は、法第19条第7項第3号の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し、指定した交付の日の3日前までに別記第20号様式による生活保護費支給明細書を2部送付するとともに、その交付に要する資金を前渡ししなければならない。

3・4 (略)

(町村長の協力事務)

第8条 町村長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 被保護世帯票 別記第21号様式
- (2) 生活保護法による申請書送達簿 別記第22号様式

- 2 町村長は、法第19条第7項第1号の規定により、被保護者の生計その他の状況の変動を所長に通報する場合は、別記第23号様式による被保護者状況変動報告書によらなければならない。

- 3 法第24条第6項に規定する保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面は、別記第24号様式による保護申請に伴う調査書のとおりとする。

(医療券等)

第8条 法第34条第2項及び第4項の規定による医療の給付は、次に掲げる給付券の交付により行うものとする。

- (1) 生活保護法医療券 別記第22号様式
- (2) 生活保護法調剤券 別記第23号様式
- (3) 生活保護法治療材料券 別記第24号様式
- (4) 生活保護法老人訪問看護券 別記第25号様式

(5) 生活保護法施術券 別記第26号様式

2 法第34条の2第2項の規定による介護の給付は、別記第27号様式による生活保護法介護券の交付により行うものとする。

(保護施設事務費の請求)

第9条 保護施設の長は、保護施設事務費を所長に請求するときは、請求書に別記第28号様式による保護施設事務費請求明細書を添付しなければならない。

(保護施設設置の届出書及び認可申請書)

第10条 施行規則第5条第2項に規定する届出書は、別記第29号様式による保護施設設置届出書のとおりとする。

2 法第41条第2項に規定する申請書は、別記第30号様式による保護施設設置認可申請書のとおりとする。

(保護施設の変更の届出等)

第11条 市町村（新潟市を除く。）は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、別記第31号様式による保護施設変更届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、別記第32号様式による保護施設変更認可申請書によらなければならない。

(保護施設の事業開始の届出)

第12条 保護施設（新潟市の区域に所在するものを除く。第13条及び第15条第3項において同じ。）の管理者は、その施設の事業を開始したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第13条 (略)

(被保護者の状況変更の届出)

第14条 法第48条第4項の規定による届出は、別記第33号様式による被保護者状況変更届出書によらなければならない。

第9条 法第34条第2項及び第3項の規定による医療の給付は、次に掲げる給付券の交付により行うものとする。

- (1) 生活保護法医療券 別記第25号様式
- (2) 生活保護法調剤券 別記第26号様式
- (3) 生活保護法治療材料券 別記第27号様式
- (4) 生活保護法老人訪問看護券 別記第27号様式

の2

(5) 生活保護法看護券 別記第28号様式

(6) 生活保護法施術券 別記第29号様式

(保護施設事務費の請求)

第10条 保護施設の長は、保護施設事務費を所長に請求するときは、請求書に別記第30号様式による保護施設事務費請求明細書を添付しなければならない。

(保護施設設置の届出書及び認可申請書)

第11条 施行規則第5条第2項に規定する届出書は、別記第31号様式による保護施設設置届出書のとおりとする。

2 法第41条第2項に規定する申請書は、別記第32号様式による保護施設設置認可申請書のとおりとする。

(保護施設の変更の届出等)

第12条 市町村（新潟市を除く。）は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、別記第33号様式による保護施設変更届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、別記第34号様式による保護施設変更認可申請書によらなければならない。

(保護施設の事業開始の届出)

第13条 保護施設（新潟市の区域に所在するものを除く。第14条及び第16条第3項において同じ。）の管理者は、その施設の事業を開始したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第14条 (略)

(収容被保護者の状況変更の届出)

第15条 法第48条第4項の規定による届出は、別記第35号様式による収容被保護者状況変更届出書によらなければならない。

(保護施設の廃止等の報告等)

- 第15条** 施行規則第7条の規定による報告又は施行規則第8条の規定による通知は、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後30日以内に別記第34号様式による保護施設廃止（事業縮小、休止）報告（通知）書により、行わなければならない。
- 2 法第42条の規定による認可の申請は、別記第35号様式による保護施設廃止（休止）認可申請書によらなければならない。
- 3 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、休止している事業又は保護施設を再開しようとするときは、別記第36号様式による保護施設（事業）再開届出書により、知事に届け出なければならない。

(医療機関の指定申請書等)

- 第16条** 施行規則第10条第2項及び第4項に規定する申請書は、別記第37号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第2項の規定による届出（指定医療機関に係るものに限る。次項において同じ。）は、別記第38号様式、別記第39号様式又は別記第40号様式によらなければならない。
- 3 施行規則第15条の規定による届出は、別記第41号様式によらなければならない。
- 4 指定医療機関は、休止していた業務を再開しようとするときは、別記第42号様式により、知事に届け出なければならない。

(介護機関の指定申請書等)

- 第17条** 施行規則第10条の6第2項に規定する申請書は、別記第43号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第2項の規定による届出（指定介護機関に係るものに限る。）は、別記第44号様式又は別記第45号様式によらなければならない。
- 3 法第54条の2第2項ただし書の規定による申出は、別記第46号様式によらなければならない。

(助産機関及び施術機関の指定申請書等)

- 第18条** 施行規則第10条の8第1項に規定する申請書は、別記第47号様式によらなければならない。
- 2 第16条第2項から第4項の規定は、指定助産機関及び指定施術機関について準用する。

(就労自立給付金申請書)

- 第19条** 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、別記第48号様式によらなければならない。

(繰替支弁)

- 第20条** 市町村長は、法第72条第2項又は第3項の

(保護施設の廃止等の報告等)

- 第16条** 施行規則第7条の規定による報告又は施行規則第8条の規定による通知は、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後30日以内に別記第36号様式による保護施設廃止（事業縮小、休止）報告（通知）書により、行わなければならない。
- 2 法第42条の規定による認可の申請は、別記第37号様式による保護施設廃止（休止）認可申請書によらなければならない。
- 3 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、休止している事業又は保護施設を再開しようとするときは、別記第38号様式による保護施設（事業）再開届出書により、知事に届け出なければならない。

(医療機関等の指定申請書等)

- 第17条** 施行規則第10条第1項に規定する申請書は、別記第39号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第1項の規定による届出は、別記第40号様式、別記第41号様式又は別記第42号様式によらなければならない。
- 3 施行規則第15条の規定による届出は、別記第43号様式によらなければならない。
- 4 指定医療機関等は、休止していた業務を再開しようとするときは、別記第44号様式により、知事に届け出なければならない。

(繰替支弁)

- 第18条** 市町村長は、法第72条第2項又は第3項の

規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、別記第49号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。

(徴収金支払申出書)

第21条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記第50号様式によらなければならない。

第22条 (略)

第23条 (略)

第5号様式(その6)(第3条関係) (略)

第7号様式の3 (第3条関係)
同意書

(略)

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めるとに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態

規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、別記第45号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。

(市の福祉事務所への準用)

第19条 第2条から第6条まで、第7条第1項及び第9条の規定は、法第19条第4項の規定により市長(新潟市長を除く。)から事務の委任を受けた市の福祉に関する事務所の長が事務を処理する場合について準用する。

第20条 (略)

第21条 (略)

第5号様式(その6)(第3条関係)

保護変更申請書(傷病届)

(略)

第5号様式(その7)(第3条関係) (略)

第7号様式の3 (第3条関係)
同意書

(略)

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは世帯員の雇主、その他の関係人に報告を求めるとに同意します。

4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況

5 支出の状況

注 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

(略)

第10号様式 (第3条関係)

(表)

精神疾患入院要否意見書

(略)

(略)	(略)
	VII 知能障害
	A精神遅滞 1軽度 2中等度 3重度
	B認知症 1全体的 2まだら(島状) 3仮性 4その他()
	(略)

(裏)

(略)

(略)

第10号様式 (第3条関係)

(表)

精神病入院要否意見書

(略)

(略)	(略)
	VII 知能障害
	A精神遅滞 1軽度 2中等度 3重度
	B痴呆 1全体的 2まだら(島状) 3仮性 4その他()
	(略)

(裏)

(略)

第10号様式の2 (第3条関係)

老人保健施設療養病状診査票

(略)

第11号様式 (第4条関係)

保護決定(変更)通知書

(略)

第12号様式 (第4条関係)

保護申請却下決定通知書

(略)

第13号様式 (第4条関係)

廃止

保護停止決定通知書

(略)

第11号様式 (第4条関係)

検診命令書

(略)

注1・2 (略)

3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。

第14号様式 (第5条関係)

検診命令書

(略)

注1・2 (略)

3 この検診命令を受けないと、同条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。

4 (略)
第12号様式 (第4条関係) (略)
第13号様式 (その1) (第4条関係) (略)
第13号様式 (その2) (第4条関係) 検診書 (略)
(略)
イ 日常生活能力の程度 (該当するものを選んで、どれか一つを○で囲むこと。) (ア) 精神症状 (病的体験・注意欠如・認知症・知的障害・性格変化等をいう。)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (略)
(略)
第14号様式 (第4条関係) (略)
第15号様式 (第5条関係) (表)
(略)
入所依頼書
(略)
(裏)
(略)
第16号様式 (第6条関係) (表) 生活保護費支給通知書 (略)
2 支給時間は、午前 時から午後 時までです。 (略)
(裏)
(略)
第17号様式 (第6条関係) (略)
第18号様式 (第7条関係) (略)
第19号様式 (第7条関係) (略)
第20号様式 (第7条関係) (略)
第21号様式 (第7条関係) (略)

4 (略)
第15号様式 (第5条関係) (略)
第16号様式 (その1) (第5条関係) (略)
第16号様式 (その2) (第5条関係) 検診書 (略)
(略)
イ 日常生活能力の程度 (該当するものを選んで、どれか一つを○で囲むこと。) (ア) 精神症状 (病的体験・欠陥・痴呆・知能遅滞・性格変化等をいう。)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (略)
(略)
第17号様式 (第5条関係) (略)
第18号様式 (第6条関係) (表)
(略)
収容依頼書
(略)
(裏)
(略)
第19号様式 (第7条関係) (表) 生活保護費支給通知書 (略)
2 支給時間は、午前9時から午後 時までです。 (略)
(裏)
(略)
第20号様式 (第7条関係) (略)
第21号様式 (第8条関係) (略)
第22号様式 (第8条関係) (略)
第23号様式 (第8条関係) (略)
第24号様式 (第8条関係) (略)
第25号様式 (その1) (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)

		<u>第25号様式 (その2)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式 (その3)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式 (その4)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式 (その5)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式 (その6)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、調剤券、老人訪問看護券 (併用分) (略)
		<u>第25号様式 (その7)</u> (第9条関係) 生活保護法医療券、施設療養費明細書 (略)
		<u>第26号様式</u> (第9条関係) 生活保護法調剤券、調剤報酬明細書 (略)
<u>第24号様式</u> (第8条関係) (略)		<u>第27号様式</u> (第9条関係) (略)
<u>第25号様式</u> (第8条関係) (略)		<u>第27号様式の2</u> (第9条関係) (略)
		<u>第28号様式</u> (第9条関係) 看護 (略)
<u>第26号様式 (その1)</u> (第8条関係) (略)		<u>第29号様式 (その1)</u> (第9条関係) (略)
<u>第26号様式 (その2)</u> (第8条関係) (略)		<u>第29号様式 (その2)</u> (第9条関係) (略)
<u>第26号様式 (その3)</u> (第8条関係) (略)		<u>第29号様式 (その3)</u> (第9条関係) (略)
<u>第28号様式</u> (第9条関係) (略)		<u>第30号様式</u> (第10条関係) (略)
<u>第29号様式</u> (第10条関係) (略)		<u>第31号様式</u> (第11条関係) (略)
<u>第30号様式</u> (第10条関係) (略)		<u>第32号様式</u> (第11条関係) (略)
<u>第31号様式</u> (第11条関係) (略)		<u>第33号様式</u> (第12条関係) (略)

第32号様式 (第11条関係) (略)

第33号様式 (第14条関係)

(略)
被保護者状況変更届出書
(略)

第34号様式 (第15条関係) (略)

第35号様式 (第15条関係) (略)

第36号様式 (第15条関係) (略)

第38号様式 (第16条関係) (略)

第39号様式 (第16条関係) (略)

第40号様式 (第16条関係) (略)

第41号様式 (第16条関係) (略)

第42号様式 (第16条関係) (略)

第49号様式 (第20条関係)

生活保護費繰替支弁金計算書

(略)		
(略)		
生活 扶助	入所又は 居宅扶助	(略)
	(略)	
(略)		
医療 扶助	(略)	
	調剤	(略)
	(略)	
	介護扶助	(略)
出産 扶助	(略)	
	生業扶助	(略)
	(略)	

第34号様式 (第12条関係) (略)

第35号様式 (第15条関係)

(略)
収容被保護者状況変更届出書
(略)

第36号様式 (第16条関係) (略)

第37号様式 (第16条関係) (略)

第38号様式 (第16条関係) (略)

第39号様式 (第17条関係)

生活保護法による

※ 医療機関
施術機関
助産機関

指定申請書

(略)

第40号様式 (第17条関係) (略)

第41号様式 (第17条関係) (略)

第42号様式 (第17条関係) (略)

第43号様式 (第17条関係) (略)

第44号様式 (第17条関係) (略)

第45号様式 (第18条関係)

生活保護費繰替支弁金計算書

(略)		
(略)		
生活 扶助	収容又は 居宅扶助	(略)
	(略)	
(略)		
医療 扶助	(略)	
	看護	(略)
	(略)	
(略)		

第2条 新潟県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第21号様式の次に次の2様式を加える。

第22号様式 (第8条関係)

生活保護法医療券 (年 月分)									
公費負担者番号						有効期間	日から 日まで		
受給者番号						単独・併用別	単独・併用		
氏名	(男・女) 明・大・昭・平						年	月	日生
居住地									
指定医療機関名									
傷病名						診療別	入院・入院外・歯科 ・訪問看護		
						本人支払額	円		
地区担当者				取扱担当者					
								福祉事務所長 回	
備考	社会保険					あり(健・共)	なし		
	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2					あり	なし		
	その他の								

第23号様式 (第8条関係)

生活保護法調剤券 (年 月分)							
公費負担者番号						有効期間	日から 日まで
受給者番号						単独・併用別	単独・併用
氏名	(男・女) 明・大・昭・平						年 月 日生
居住地							
指定医療機関名							
傷病名						診療別	調剤
						本人支払額	円
地区担当者			取扱担当者				福祉事務所長 印
備考	社 会 保 険					あり (健・共)	なし
	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2					あり	なし
	そ の 他						

別記第26号様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式 (第8条関係)

生活保護法介護券 (年 月分)													
公費負担者番号											有効期間	日から 日まで	
受給者番号											単独・併用別	単独・併用	
保険者番号											被保険者番号		
氏名	(男・女) 明・大・昭・平 年 月 日生												
居住地													
要介護状態等区分													
認定有効期間													
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号												
指定介護機関名	事業所番号												
居宅介護介護予防									施設介護				
									居宅介護支援 介護予防支援				
									本人支払額	円			
地区担当者						取扱担当者						福祉事務所長 印	
備考	介護保険				あり				なし				
	その他												

別記第36号様式の次に次の1様式を加える。

第37号様式 (第16条関係)

生活保護法指定医療機関指定及び指定更新申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード						
所 在 地	〒 ー								
連 絡 先	電話番号		FAX番号						
申 請 の 種 類	指定・指定更新								
開設者の氏名、生 年月日、住所 (法人の場合は、 「氏名(名称)」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 (所在地)」欄に 主たる事務所の所 在地を記載)	氏名(名 称)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在 地)	〒 ー							
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日					
	住所	〒 ー							
診 療 科 名									
病 床 数	一般	床 (床)			結核	床 (床)			
	療養	床 (床)			感染症	床 (床)			
	精神	床 (床)							
健康保険法による 指定	有・指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
感染症の予防及 び感染症の患者に 対する医療に関す る法律による指定	有・無・指定申請中			年 月 日指定 (申請)					
生活保護法第49 条の3第4項にお いて規定する診療 所又は薬局の該 当の有無	有・無	左欄の「有」に該当する場合 で、開設者以外に診療又は調 剤に従事している医師、歯科 医師又は薬剤師がいる場合、 その医師、歯科医師又は薬剤 師の氏名を記載してください。			氏名				
現に受けている生 活保護法による指 定の有効期間満 了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)								

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー
住所

申請者
氏名

TEL () -

㊟

別記第42号様式の次に次の7様式を加える。

第43号様式 (その1) (第17条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード																		
所在地	〒 ー																				
連絡先	電話番号					FAX番号															
開設者の氏名、生 年月日、住所 (法人の場合は、 「氏名(名称)」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 (所在地)」欄に 主たる事務所の所 在地を記載)	氏名(名称)	(フリガナ)																			
	生年月日	年 月 日																			
	住所(所在地)	〒 ー																			
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)					生年月日	年 月 日													
	住所	〒 ー																			
施設又は実施する事業の種類		事業等 開始 (予定) 年月日	既指定 の年月 日	介護保険法の指定を受けている事業等																	
				指定等年月日	介護保険事業者番号																
居宅	訪問介護																				
	訪問入浴介護																				
	訪問看護																				
	訪問リハビリテーシ ョン																				
	居宅療養管理指導																				
	通所介護																				
	通所リハビリテーシ ョン																				
	短期入所生活介護																				
	短期入所療養介護																				
サー ビス	特定施設入居者生活 介護																				
	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護																				
	夜間対応型訪問介護																				
	認知症対応型通所介 護																				
	小規模多機能型居宅 介護																				
	地域密着型特定施設																				

	入居者生活介護																		
	福祉用具貸与																		
	特定福祉用具販売																		
	複合型サービス																		
居宅介護支援																			
施設 サー ビス	地域密着型介護老人 福祉施設																		
	介護老人福祉施設																		
	介護老人保健施設																		
	介護療養型医療施設																		
職員配置の状況		別紙に記載のこと																	
利用定員等																			
サービス費用算定基準額以外 に必要な利用料の額																			

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒

住所

申請者

TEL ()

氏名

㊟

第43号様式 (その2) (第17条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書 (介護予防サービス)

名 称	(フリガナ)		医療機関コード						
所 在 地	〒 ー								
連 絡 先	電話番号		FAX番号						
開設者の氏名、生 年月日、住所 (法人の場合は、 「氏名(名称)」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 (所在地)」欄に 主たる事務所の所 在地を記載)	氏名(名 称)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在 地)	〒 ー							
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日					
	住所	〒 ー							
施設又は実施する事業の種類	事業等 開 始 (予定) 年月日	既 指 定 の 年 月 日	介護保険法の指定を受けている事業等						
			指定等年月日	介護保険事業者番号					
居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護								
	介護予防訪問入浴介 護								
	介護予防訪問看護								
	介護予防訪問リハビ リテーション								
	介護予防居宅療養管 理指導								
	介護予防通所介護								
	介護予防通所リハビ リテーション								
	介護予防短期入所生 活介護								
	介護予防短期入所療 養介護								
	介護予防認知症対応 型共同生活介護								
	介護予防特定施設入 居者生活介護								
	介護予防認知症対応 型通所介護								
	介護予防小規模多機 能型居宅介護								
介護予防福祉用具貸 与									

特定介護予防福祉用具販売										
介護予防支援（地域包括支援センター）										
職員配置の状況	別紙に記載のこと									
利用定員等										
サービス費用算定基準額以外に必要な利用料の額										

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒

住所

申請者

TEL ()

氏名

㊟

第44号様式 (第17条関係)

生活保護法指定介護機関変更届出書

指定介護機関	番 号	
	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	〒 ー
変更事項	旧	
	新	
変更年月日		年月日
利用者の措置状況		

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー
住所
届出者 TEL () ー
氏名

㊟

第45号様式 (第17条関係)

生活保護法指定介護機関休廃止届出書

指定介護機関	番 号	
	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	〒 ー
届 出 の 種 類		休止・廃止
休 廃 止 年 月 日		年 月 日
休 廃 止 の 理 由		
利 用 者 の 措 置 状 況		
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)		

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー

住所

届出者

TEL () ー

氏名

㊟

第46号様式 (第17条関係)

申出書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定により、指定介護機関としての指定を不要とする旨を申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称

所在地

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

(1) 開設者の氏名及び住所

(法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

氏 名

住 所

(2) 管理者の氏名及び住所

氏 名

住 所

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー

住所

申出者

氏名

TEL () ー

㊟

第47号様式 (第18条関係)

生活保護法指定助産機関及び指定施術機関指定申請書

氏名	(フリガナ) -----		
生年月日	年 月 日		
住所	〒 ー		
業務の種類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	(フリガナ) -----		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	〒 ー		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の連絡先	電話番号		FAX番号

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 ー

住所

申請者

TEL () ー

氏名

㊟

第48号様式 (第19条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

〒 ー

住所又は居所

申請者

氏名

TEL () ー

㊟

別記49号様式の次に次の1様式を加える。

第50号様式 (第21条関係)

徴収金支払申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

〒

住所又は居所

申出者

TEL ()

氏名

㊟

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略）	
治山課		治山課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(12) (略)	(1)～(11) (略)	(1)～(12) (略)
<u>(12) 新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号）第9条第1項の規定により、基本指針を定めること。</u>	<u>(12)の2 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、水源地域の案を縦覧に供すること。</u>		
<u>(13) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第2項の規定により、水源地域を指定すること。</u>	(13)～(22) (略)		(13)～(22) (略)
<u>(14) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。</u>			
<u>(15) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を提出した者の意見を聴取すること。</u>			

(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)～(3) (略)
 (4) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1) 生活保護法第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。 <u>(1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。</u> (2)～(5)の2 (略) (6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の資産状況等について報告を求め、若しくは当該職員をして立入調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。 <u>(6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求め</u> (7) 生活保護法第28条第5項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。 (7)の2・(8) (略) <u>(8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。</u> <u>(8)の3 生活保護法第55条の5の規定により、被保護者等に報告を求め</u> (9)～(14) (略) (15) 生活保護法第78条第1項の規定により、保護費の費用の額等を徴収すること。 <u>(15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。</u> <u>(15)の3 生活保護法第78条第3</u>

(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)～(3) (略)
 (4) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1) 生活保護法第24条の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。 (2)～(5)の2 (略) (6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の資産状況等を当該職員をして調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。 (7) 生活保護法第28条第4項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。 (7)の2・(8) (略) (9)～(14) (略) (15) 生活保護法第78条の規定により、保護費の費用の全部又は一部を徴収すること。

項の規定により、就労自立給付 金費の費用の額等を徴収するこ と。 (16)～(22) (略)	(16)～(22) (略)
(略)	(略)

告 示

◎新潟県告示第1029号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、湯沢町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
8月7日（木）	湯沢町役場	湯沢町全域
8月8日（金）		
8月11日から平成27年3月13日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1030号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区の定款の変更を平成26年6月18日認可した。

平成26年7月1日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年7月1日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市秋葉区新津4540番地 新津郷土地改良区	新津郷	維持管理事業	変更	平成26年6月18日	第48条

◎新潟県告示第1032号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市及び新潟市の一部を受益地域とする県営阿賀野川右岸第3地区農業用排水施設整備(かんがい排水と併せ行う農地防災排水)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年7月2日から平成26年7月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
阿賀野市役所、新潟市北区役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1033号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営国府川左岸地区農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地改良保全(土地改良総合整備(担い手支援型))事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年7月2日から平成26年7月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1034号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成26年7月1日から平成26年8月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	下田尻地区	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県柏崎地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処

分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1035号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成26年7月1日から平成26年8月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	善根地区	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県柏崎地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1036号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
早川西側	農業用排水施設整備・農用地保全施設整備(中山間地域総合農地防災)事業	糸魚川市	平成25年10月10日

◎新潟県告示第1037号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
長岡市	川口相川、川口武道窪の全部 川口牛ヶ島、東川口、川口木沢、川口中山、川口峠の各一部	平成26年5月30日から平成27年3月31日まで
聖籠町	大字網代浜、次第浜の各一部	平成26年5月26日から平成27年3月31日まで

◎新潟県告示第1038号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大荒戸越路線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市上富岡一丁目122番2から 同市上富岡一丁目193番2まで	新	8.5～16.8メートル	339.1メートル
	旧	6.3～16.8メートル	338.8メートル

◎新潟県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大荒戸越路線
- 2 供用開始の区間
長岡市上富岡一丁目122番2から同市上富岡一丁目193番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市安塚区坊金字川入1951番1から 同市安塚区坊金字川入2001番3まで	新	6.2～31.6メートル	306.8メートル
	旧	4.9～27.4メートル	330.2メートル

◎新潟県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
上越市安塚区坊金字川入1951番1から同市安塚区坊金字川入2001番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字黒田字前畑336番4から	新	7.0～15.8メートル	729.1メートル
同市大字下馬場字一枚田277番まで	旧	7.0～15.2メートル	727.7メートル

備考 路線の重用

一部区間県道後谷黒田脇野田停車場線と重用

◎新潟県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
上越市大字黒田字前畑336番4から同市大字下馬場字一枚田277番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山妙高高原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字関川字下川原58番1から	新	11.4～20.4メートル	65.4メートル
同市大字関川字下川原58番1まで	旧	14.0～20.4メートル	62.8メートル

◎新潟県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 飯山妙高高原線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字関川字下川原58番1から同市大字関川字下川原58番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上増田吉川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区田尻字金町190番4から	新	8.0～37.7メートル	264.3メートル
同市吉川区田尻字四十刈619番2まで	旧	7.2～37.7メートル	262.3メートル

◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上増田吉川線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区田尻字金町190番4から同市吉川区田尻字四十刈619番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳島信濃坂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区棚広字コミシロ2642番から	新	3.8～19.4メートル	623.0メートル
同市牧区宇津俣字入山619番1まで	旧	3.3～14.0メートル	647.4メートル

◎新潟県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柳島信濃坂線
- 2 供用開始の区間
上越市牧区棚広字コミシロ2642番から同市牧区宇津俣字入山619番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字黒田字前畑336番1から	新	13.4～20.0メートル	24.1メートル
同市大字黒田字前畑252番5まで	旧	13.4～21.0メートル	24.1メートル

◎新潟県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 後谷黒田脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大字黒田字前畑336番1から同市大字黒田字前畑252番5まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

妙高市大字上小沢字中 4348 番 1 から	新	7.3～36.0メートル	1,135.7メートル
同市大字大濁字かつばた2005番 1 まで	旧	3.8～26.0メートル	1,136.4メートル

◎新潟県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上小沢字中4348番 1 から同市大字大濁字かつばた2005番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字上馬場字中平 1236 番 3 から	新	4.8～20.0メートル	472.8メートル
同市大字上馬場字下平827番 1 まで	旧	4.3～20.0メートル	475.7メートル

◎新潟県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上馬場字中平1236番 3 から同市大字上馬場字下平827番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟上越線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市港町二丁目526番1から	新	7.5～16.9メートル	142.7メートル
同市港町二丁目526番3まで	旧	7.7～14.3メートル	142.7メートル

◎新潟県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大潟上越線
- 2 供用開始の区間
上越市港町二丁目526番1から同市港町二丁目526番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市上刈6丁目1050番3から	新	10.7～47.0メートル	395.1メートル
同市横町4丁目413番2まで	旧	10.7～47.0メートル	394.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道西中糸魚川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市横町4丁目413番2から	新	10.7～47.0メートル	395.1メートル

同市上刈6丁目1050番3まで	旧	10.7～47.0メートル	394.1メートル
-----------------	---	---------------	-----------

備考 路線の重用
全区間一般国道148号と重用

◎新潟県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 148号
- 2 供用開始の区間
糸魚川市上刈6丁目1050番3から同市横町4丁目413番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之河内梶屋敷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字梶屋敷字野付584番5から	新	14.8～19.8メートル	249.6メートル
同市大字梶屋敷字向川原1144番辰まで	旧	13.0～20.0メートル	249.6メートル

備考 路線の重用
一部区間一般国道8号と重用

◎新潟県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 湯之河内梶屋敷停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字梶屋敷字野付584番5から同市大字梶屋敷字野付584番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市沢崎 422 番 2 から 同市沢崎437番 1 まで	新	14.0～30.2メートル	250.1メートル
佐渡市沢崎 422 番 2 から 同市沢崎422番 2 まで	旧	14.6～15.8メートル	30.3メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市沢崎422番2から同市沢崎437番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月1日

◎新潟県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市入川 2613 番 5 から 同市入川2617番 3 まで	新	6.4～27.6メートル	359.0メートル
	旧	6.0～22.0メートル	359.0メートル

◎新潟県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市入川2613番5から同市入川2617番3まで

3 供用開始の期日 平成26年7月1日

病院局告示

◎新潟県病院局告示第8号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から実施する。

平成26年7月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立妙高病院</td> <td>内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>リハビリテーション科</u>、神経内科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、神経内科	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立妙高病院</td> <td>内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>神経内科</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>神経内科</u>	(略)		
病院名	診療科目														
新潟県立妙高病院	内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、神経内科														
(略)															
病院名	診療科目														
新潟県立妙高病院	内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>神経内科</u>														
(略)															

人事委員会公告

平成26年度新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験を行う。

平成26年7月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	2人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関若しくは県立学校等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	2人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
小中特別支援学校事務職員	学校事務職員A	25人程度	新潟市以外の県内市町村立の小学校、中学校又は特別支援学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等

	学校事務職員B	5人程度	の学校事務に従事する。
--	---------	------	-------------

2 受験資格

(1) 県職員採用試験（高校卒業程度）

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(2) 市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験

◎学校事務職員A

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

◎学校事務職員B

昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、活字印刷文による出題に対応できる人

(3) 次の事項のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 県職員採用試験（高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木以外）・市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験（A・B共通）

教養試験を高等学校卒業程度で行う。

作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。

イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

◎ 教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所 所在地
平成26年 9月28日 (日)	午前9時 から午前 9時30分 まで	新潟市	新潟大学五十嵐キャンパス人文社会科学系棟 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
		長岡市	県立長岡高等学校 長岡市学校町3丁目14番1号
		上越市	県立看護大学 上越市新南町240番地
		佐渡市	県立佐渡高等学校 佐渡市石田567番地

(3) 合格発表

平成26年10月9日(木)午後1時(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成26年10月21日(火)から11月4日(火)まで(予定)のうち、第1次試験合格通知で指定する日

に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験（全職種共通）	100点	それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある）
	専門試験（総合土木）	100点	
第2次試験	作文試験（総合土木以外）	20点	11点以上
	面接試験	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 最終合格者の発表

平成26年11月13日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各試験職種の欠員の状況により採用が決定される。

(2) 採用は原則として平成27年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 任用候補者名簿の有効期間は、任用候補者名簿確定後、原則として1年間である。

8 給与

平成26年4月1日現在の新規学校卒業者の給料は、一般事務、警察事務及び総合土木（高校卒業程度）並びに小中特別支援学校事務職員で144,500円であった。

平成27年度（採用時）は、この額が変更されることもある。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

9 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県申請・届出システム（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）から電子申請を行う。（申請にあたっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 申込書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。(郵送する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「高卒程度試験受験」又は「学校事務試験受験」と朱書し、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

(3) 受付期間

- ・持参、郵送、電子申請いずれも平成26年8月7日(木)から9月1日(月)まで受け付ける。
- ・持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日及び日曜日は閉庁のため行わない。
- ・郵送の場合、9月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・電子申請の場合、9月1日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

平成26年度新潟県警察官A(大学卒業者)採用試験(第2回)及び警察官B(大学卒業者以外)採用試験の実施について(公告)

次のとおり新潟県警察官(巡査)の採用試験を行う。

平成26年7月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員		受験資格
男性警察官A	16人程度		昭和59年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人
女性警察官A	4人程度		
男性警察官A (武道)	剣道	1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
女性警察官A (武道)	柔道	1人程度	女性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道	1人程度	女性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
男性警察官B	64人程度		昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人。ただし、警察官Aの受験資格に掲げるア又はイに該当する人は除く。
女性警察官B	12人程度		

男性警察官B採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都(警視庁)と共同で実施するもので、申込みの際に志望先として新潟県、東京都(警視庁)のいずれかを選択できる。ただし、東京都(警視庁)を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	試験会場
----	----	------

第1次試験	平成26年9月21日 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	男性警察官A・女性警察官A 新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号)
		男性警察官A(武道)・女性警察官A(武道) 新潟県警察学校 (新潟市西区小新西2丁目21番1号)
		男性警察官B・女性警察官B 新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号) 長岡運転免許センター (長岡市上前島町字上野7番1) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田333番2)
第2次試験 (新潟県の場合)	平成26年10月18日(予定)及び11月14日から12月2日(予定)までのうち指定する日時	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号) 新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1) 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I(男性・女性警察官A(武道)を除く)	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。
実技試験(男性・女性警察官A(武道)のみ)	武道(柔道又は剣道)の技術及び技能について、実技試験を行う。 武道の受験者は、体力検査Iは行わない。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準	
	男性警察官	女性警察官
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行上支障がないこと。	
聴力	職務執行上支障がないこと。	
関節等	職務執行上支障がないこと。	

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基

準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	警察官A	100点	
		警察官B	90点	
	体力検査I	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
		立ち幅跳び		10点
実技試験(武道のみ)	100点	60点以上		
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否	
	身体検査	—	身体基準のとおり	

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Iの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成26年10月9日午後1時(予定)	県庁内の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	平成26年12月19日午後1時(予定)	県庁内の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に郵送で結果を通知する。

8 合格から採用まで(新潟県の場合)

- 最終合格者は、得点順に任用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて高点順に推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- 平成27年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A(第2回)採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- 採用は、原則として平成27年4月1日である。
- 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等(新潟県の場合)

- 採用後の給料は、平成26年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で211,800円、警察官B採用者で172,000円である。また、職歴等がある場合などは一定の基準で加算される。
- 採用後は昇給の制度があり、また、一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の配布等

受験申込用紙は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った

宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込用紙に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書きし、書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成26年7月4日から8月14日午後5時15分まで受け付ける。
- ・なお、郵送の場合は、8月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

- ・平成26年7月4日から8月14日午後5時15分まで受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 実技試験の実施
- (9) 身体検査の実施